

# テレワーク お手伝いします。



新型コロナウイルス対策で急速に普及した**テレワーク(在宅勤務)**。テレワークの推進は、従業員の柔軟な働き方の促進と生産性の向上によりワーク・ライフ・バランスの実現につながります。

ひょうご仕事と生活センターは、**テレワーク(在宅勤務)**導入に向けた兵庫県内の企業・団体・事業所の皆様にインフラの構築や運用のご案内をさせていただきます。

**ICTアドバイザー**にお気軽にご相談(無料)ください。

テレワーク(在宅勤務、モバイル、サテライトオフィス勤務)？

費用は？  
助成金？

どの部署を？  
どの業務を？

社員のコミュニケーションは  
どうする？

効果は？コストは？  
社内ルールは？

何からすればいい？

こんなとき  
どうする？

システムは  
どうする？

ネットワーク？VPN？  
情報セキュリティ？

どんなやり方  
があるの？

Windows PC なら  
**テレワーク兵庫**かな 無償だし



★ 神戸・姫路事務所／ICTアドバイザー

☎ 078-381-5277

★ 阪神事務所(尼崎)／ICTアドバイザー

☎ 06-6481-1888



公益財団法人 兵庫県勤労福祉協会  
ひょうご仕事と生活センター

TEL 078-381-5277  
FAX 078-381-5288  
E-mail info@hyogo-wlb.jp  
開館 月～金曜 9:00～17:00  
(祝休日、年末・年始を除く)

## テレワークにはどんな働き方があるの？

### 在宅勤務

自宅でパソコンなどを利用して業務を行い、会社や取引先とはインターネット、電話、ファクスで連絡をとる働き方。

### モバイルワーク

取引先や移動中にパソコンや携帯電話で業務を行う働き方。

### サテライトオフィス勤務

勤務先以外のオフィススペースで、パソコンなどを使い業務を行う働き方。一社専用の社内LANにつながるスポットオフィス、専用または数社共同のサテライトオフィス、レンタルオフィスなどを利用。

### ワーケーション



## テレワークを始めたいけど、どう進めればいいのか？

### テレワーク導入プロセス

- ①導入目的を明確にし、対象範囲を設定する(実施業務の選定)
  - ②就業規則にテレワークの勤務規定を定め、それを基準に社内の業務ルールを策定・周知する
  - ③現状の社内システム環境を検証し、目的に合わせてICT環境を整備する
  - ④選定したICT環境に合わせたセキュリティ対策を整備する(情報漏洩リスクなど)
- ※導入後は、定期的に従業員の声を聞きながら、P(Plan：計画)→D(Do：実行)→C(Check：実行結果を評価)→A(Action：課題を改善)のサイクルを回し、定着に向けて進めていきましょう

### テレワークに必要なシステム環境(機器やサービスなど)

ハードウェア	テレワーク用パソコン、WEB会議用カメラ・マイク・イヤホン、タブレット、スマートフォン、ルーター
ソフトウェア	・文章作成ソフト、表計算ソフト、CADソフト、グラフィックス関連ソフトなど ・コミュニケーションソフト(WEB会議、ビジネスチャット)、グループウェア(スケジュール管理)
ICT 環境	リモートアクセス型、クラウドアクセス型、リモートデスクトップなど
セキュリティ対策	セキュリティ機能を持ったルーター(UTM：統合脅威管理)やウイルス対策ソフト

☆ 在宅勤務システムを導入される場合、ひょうご仕事と生活センターの環境整備支援助成金を活用して頂けます。支給要件など、詳細はセンターにお問い合わせください。



具体的な項目	説明
① 機器等の購入経費 ・パソコン、周辺機器(※1) ・ソフトウェア(※2) ・その他機器等(※3)	※1 在宅用として設置するものに限りです。 【対象】ノートパソコン、デスクトップパソコン、タブレット、プリンター、スキャナー、マウス、無線LAN機器、各種Hub、外付けBD・DVDなど 【対象外】スマートフォン、増設HDD・SSD、シュレッダー、大型複合機、各種プロッター・大判プリンター、プリンターインク等の消耗品、リース機器、回線使用料、通信費、保守料など ※2 業務ソフトウェア・アプリケーション(CAD、会計ソフトなど)は対象外です。 ※3 事業所に設置する機器等 【対象】VPN装置、リモートWOL装置、ファイアウォール(UTM等)など UTM等のアップデート費用は1年分を対象とします。 【対象外】サーバーと周辺機器、ファイルサーバー(NAS等)、リース機器など
② ネットワーク構築等の初期費用(技術者派遣費用等含む) ・従業員宅側(※4) ・事業主側(※5)	※4 在宅勤務の導入に必要な整備費用に限りです。 【対象】LAN配線工事、パソコン設定費など 【対象外】回線使用料、通信費、電話回線設置工事、電話回線の乗換え工事など ※5 初めての在宅勤務を導入する場合で、在宅用パソコン等と同時に整備する場合に限りです。 ・県内に本社がある企業に限りです。 ・1対象事業者あたり1回限りとします。 【対象】在宅用パソコンとの接続及び各種設定費 【対象外】サーバー本体と周辺機器・その他関連するソフトウェア(業務アプリケーションも含む)、回線使用料、通信費、電話回線設置工事・電話回線の乗換え工事など